

2. 環境基準等

環境基準とは、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして定められた基準のこと。

(1) 大気汚染

ア 環境基準

二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ベンゼン
1時間値が0.06ppm以下であること。	年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。

(注1) 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものを浮遊粒子状物質といい、粒径が2.5μm以下のものを微小粒子状物質という。

(注2) 微小粒子状物質に係る環境基準については、平成21年9月9日付け環境省告示33号「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」にて定められた。

イ 窒素酸化物の排出基準(抄)

窒素酸化物の濃度は次の式により算出する。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

O_n : 表中の O_n 値に掲げる値

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (20%を超える場合は20%とする)

C : 窒素酸化物の濃度 (ppm)

C_s : 窒素酸化物の実測値 (ppm)

窒素酸化物の排出基準(抄)

大別 防表 法第 施1 行の 令項	ばい煙発生 施設の種類 (注1)	規模 最大排出 ガス量 万㎡N/h (注2)	O _n (%)	排 出 基 準 値 (p p m)					
				昭和48年8月9日ま でに設置された施設	昭和48年8月10 日から昭和50年 12月9日までに 設置された施設	昭和50年12月10日から 昭和52年6月17日まで に設置された施設 昭和52年6月18日から 昭和52年9月9日まで に設置された液体燃 焼ボイラー	昭和52年6月18 日から昭和54年 8月9日までに 設置された施設	昭和54年8月10 日から昭和58年 9月9日までに 設置された施設	昭和58年9月10 日以降に設置さ れた施設
1 (注3) (注4) (注5) (注6)	ガス専焼 ボイラー	4～10	5	130	130	130	100	100	100
		1～4	5	150	150	130	130	130	130
		1未満	5	150	150	150	150	150	150
	固体燃料 ボイラー	4～10	6	450	350	300	300	300	250 (注14)
		0.5～4	6	450	380	350	350	350	350
		0.5未満	6	480	480	480	380	380	350
	液体燃料 ボイラー	4～10	4	190	180	150	150	150	150
		1～4	4	230	230	150	150	150	150
		1未満	4	250	250	250	180	180	180
2	ガス発生炉・ 加熱炉 (注7)		7	170	170	170	170	150	150
5	金属溶解炉 (注8)		12	200	200	200	200	180	180
6	金属加熱炉 (注9)	0.5～1	11	170	170	170	150	150	150
		0.5未満	11	200	200	200	180	180	180
9	窯業製品 製造用焼成炉 (注10)		15	200	200	200	200	180	180
10	反応炉・直火炉 (注11)		6	200	200	200	200	180	180
11	乾燥炉		16	250	250	250	250	230	230
13	廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上 4未満	12	300	300	300	250 300	250	250
	廃棄物焼却炉 (連続炉以外) (注12)	4以上	12				250	250	250
				昭和63年1月31日 までに 設置された施設	昭和63年2月1日から 平成元年7月31日 までに設置された施設	平成元年8月1日から 平成3年1月31日 までに設置された施設	平成3年2月1日から 平成6年1月31日 までに設置された施設	平成6年2月1日以降に 設置された施設	
29	ガス専焼 ガスタービン (注13)	4.5以上	16		70	70	70	70	
		4.5未満			90	70	70	70	
	液体燃料 ガスタービン (注13)	4.5以上			100	100	70	70	
		4.5未満			120	100	70	70	
30	ディーゼル 機関 (注13)	シリンダー内径 400mm以上	13		1,600	1,400	1,200	1,200	
		400mm未満			950	950	950	950	
31	ガス機関 (注13)		0	平成5年2月1から 2,000	2,000	2,000	1,000	600	
32	ガソリン機関 (注13)		0	平成5年2月1日から 2,000	2,000	2,000	1,000	600	

(注1)電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

(注2)大規模なものは省略

(注3)石炭、原油タールを燃焼するものは省略

(注4)硫酸酸化物処理施設が付属している液体燃焼ボイラーは省略

(注5)液体燃焼の水管、炉筒煙管ボイラーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万㎡N／h未満の過負荷燃焼のものは、適用除外

(注6)小型ボイラー(伝熱面積10㎡未満かつ重油換算燃焼能力50L／h以上)に対する特別

ガス専焼ボイラー、灯油・軽油・A重油専焼ボイラー、既設ボイラー(昭和60年9月9日までに設置されたもの)は適用除外

	昭和60年9月10日から平成2年9月9日までに設置	平成2年9月10日以降に設置
固体燃料ボイラー	350	350
液体燃料ボイラー	300	260

(注7)水素製造用(天井バーナー燃焼方式のものに限る)は省略

(注8)キューボラは適用除外

(注9)ラジアントチューブ型、鍛接鋼管用は省略

(注10)石灰、セメント、耐火物原料、及び耐火レンガ製造用は省略

(注11)硫酸カリウム、硫酸製造用反応炉は省略

(注12)浮遊回転燃焼式、特殊廃棄物は省略

(注13)非常用は適用除外

(注14)昭和62年3月31日までに設置された施設は300ppm

ウ ばいじんの排出基準(抄)

(ア) 大気汚染防止法

ばいじんの量は次の式により算出する。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

O_n : 表中の O_n 値に掲げる値

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (20%を超える場合は20%とする)

C : ばいじんの量 (g/m^3_N)

C_s : ばいじんの実測値 (g/m^3_N)

番号	ばい煙発生施設	区 分	排出ガス量 (万 m^3_N/h) (注1)	排出基準値 (g/m^3_N)		O_n (%)
				昭和57年5月31日ま でに設置された施設	昭和57年6月1日以 降に設置された施設	
1	ボイラー (注2) (注3)	ガス専焼	4以上	0.05	0.05	5
			4未満	0.10	0.10	5
		重油その他の液体燃料 (黒液を除く)専焼 ガス・液体燃料混焼	4～20	0.18	0.15	4
			1～4	0.25	0.25	4
			1未満	0.30	0.30	O_s
		上記以外	4以上	0.30	0.30	O_s
			4未満	0.40	0.30	O_s
2	ガス発生炉			0.05	0.05	7
	加熱炉			0.10	0.10	7
5	金属溶解炉(注4)		4未満	0.20	0.20	O_s
6	金属加熱炉		4未満	0.25	0.20	O_s
9	窯業製品製造用 焼成炉・熔融炉(注5)	その他	4未満	0.25	0.25	O_s
10	無機化学工業品・食料品製 造用反応炉・直火炉(注6)		4以上	0.15	0.15	O_s
			4未満	0.20	0.20	O_s
11	乾燥炉(注7)	骨材乾燥炉	2以上	0.50	0.50	16
			2未満	0.60	0.50	16
		その他	1～4	0.30	0.20	16
			1未満	0.35	0.20	16
12	銑鉄等製造用電気炉(注8)			0.10	0.10	O_s
				平成10年6月30日までに 設置された施設	平成10年7月1日以降に 設置された施設	
13	廃棄物焼却炉	焼却能力4t/h以上		0.08	0.04	12
		焼却能力2～4t/h		0.15	0.08	12
		焼却能力2t/h未満		0.25	0.15	12
				昭和63年1月31日までに 設置された施設	昭和63年2月1日以降に 設置された施設	
29	ガスタービン(注9)				0.05	16
30	ディーゼル機関(注9)				0.10	13
31	ガス機関(注9)			0.5	0.05	0

(注1)大規模なものは省略

(注2)小型ボイラー(伝熱面積10㎡未満かつ重油換算能力50L/h以上)に対する特則

ガス専焼ボイラー、灯油・軽油・A重油専焼ボイラー、既設ボイラー(昭和60年9月9日までに設置されたもの)は適用除外

	昭和60年9月10日から平成2年9月9日までに設置	平成2年9月10日以降に設置
液体燃料	0.50	0.30
固体燃料	0.50	0.30

(注3)黒液燃焼、石炭燃焼、触媒再生塔に附属するボイラーは省略

(注4)アルミニウム地金又は合金用製造用溶解炉、アルミニウム再生用反射炉は省略

(注5)石灰、セメント、耐火レンガ又は耐火物原料製造用焼成炉及び熔融炉は省略

(注6)活性炭製造用反応炉は省略

(注7)直接熱風乾燥炉では O_n は適用猶予

(注8)合金鉄及びカーバイト製造用電気炉は省略

(注9)非常用は適用猶予

(イ) 札幌市生活環境の確保に関する条例

別表1の項 別例施行規則	ばい煙発生施設	区分	排出基準（g/m³N）		
			平成11年6月30日までに 設置された施設	平成11年7月1日から平成 15年2月25日までに設置 された施設	平成15年2月26日以降に 設置された施設
1	ボイラー	ガス燃料	0.1		
		液体燃料	0.4	0.3	
		固体燃料	0.8	0.3	
	加熱炉・直火炉・乾 燥炉	ガス燃料	0.8	0.3	
		液体燃料	0.4	0.3	
		固体燃料	0.8	0.3	
	熔融炉・溶解炉		0.8	0.3	
2	廃棄物焼却炉	0.25	0.15		

(2) 水質汚濁

ア 環境基準等

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	セレン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下		

(注) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	水道 2 級 水産 1 級 浴	6.5～8.5	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN /100mL以下
B	水道 3 級 水産 2 級	6.5～8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN /100mL以下
D	工業用水 2 級 農業用水	6.0～8.5	8 mg/L以下	100 mg/L以下	5 mg/L以上	——

(注) 基準値は日間平均とする。

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級:ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

(参考) 札幌市内河川の類型指定状況

流域	水 域		該当類型
豊平川	豊平川上流	(白川浄水場取水口から上流)	A
	豊平川中流	(白川浄水場取水口から函館本線豊平川鉄橋まで)	B
	豊平川下流	〔 函館本線豊平川鉄橋 望月寒川函館本線鉄橋 月寒川函館本線鉄橋 厚別川函館本線鉄橋 野津幌川函館本線鉄橋 〕 から下流	〔 B 〕
	南の沢川	(全域)	A
	北の沢川	(北の沢川及び中の沢川の全域)	A
	真駒内川	(全域)	A
	精進川	(全域)	A
	望月寒川	(函館本線鉄橋から上流)	A
茨戸川	茨戸川上流	(ペケレット湖入口から上流)	B
	茨戸川中流	〔 ペケレット湖入口 創成川北16条橋 〕 から樽川合流点まで	〔 B 〕
	創成川		B
新川	新川上流	(琴似発寒川の札幌市上水道西野取水口から上流)	A
	新川下流	(新川及び琴似川の全域並びに琴似発寒川の札幌市上水道西野取水口から下流)	D

(ウ) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

項目	指針値		項目	指針値	
クロロホルム	0.06	mg/L 以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03	mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008	mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06	mg/L 以下	クロルニトロフェン (CNP)		
p-ジクロロベンゼン	0.2	mg/L 以下	トルエン	0.6	mg/L 以下
イソキサチオン	0.008	mg/L 以下	キシレン	0.4	mg/L 以下
ダイアジノン	0.005	mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003	mg/L 以下	ニッケル		
イソプロチオラン	0.04	mg/L 以下	モリブデン	0.07	mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04	mg/L 以下	アンチモン	0.02	mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05	mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002	mg/L 以下
プロピザミド	0.008	mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004	mg/L 以下
EPN	0.006	mg/L 以下	全マンガン	0.2	mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008	mg/L 以下	ウラン	0.002	mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) ※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。				0.00005	mg/L 以下

(注) クロルニトロフェン、ニッケルについては、安全性評価が終了するまでの間は要監視項目の指針値は設定されない。

(エ) 水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値の概要

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
河川及び湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
	生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

(注) 現在、札幌市内においては、水生生物保全環境基準に関する水域類型が指定されている地点はありません。

(オ) 水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値

水域	類型	要監視項目指針値					
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tert-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	生物特 A	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.003mg/L 以下
	生物 B	3mg/L 以下	0.08mg/L 以下	1mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	生物特 B	3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下

(注1) 札幌市内において、2014年3月末現在で、水生生物保全環境基準に関する水域類型が指定されている地点はありません。

(注2) 各類型の説明については、(エ)の表を参照

イ 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(ア) 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
シアン化合物	1mg/L	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
		1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	チウラム	0.06mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
		ベンゼン	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L

(注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用される。

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	銅含有量	3 mg/L
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均120 mg/L)	亜鉛含有量	2 mg/L
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均150 mg/L)	溶解性鉄含有量	10 mg/L
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	5 mg/L	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
n-ヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	30 mg/L	クロム含有量	2 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³

(注) 本表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50ml以上である事業場等に対して適用される。

ウ 北海道条例に基づく上乗せ排水基準（主なもの）

(ア) 有害物質に係る排水基準

対象業種	有害物質の種類	許容限度
特定金属鉱業	シアン化合物	0.6 mg/L

(注) 本表に掲げる排水基準は、豊平川流域及び茨戸川流域について適用される。

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

対象業種	項 目	許容限度
し尿浄化槽 (昭和47年10月1日以降に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のもの)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	40 mg/L (日間平均 30 mg/L)
	浮遊物質 (SS)	90 mg/L (日間平均 70 mg/L)
下水道終末処理施設 (活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	日間平均 20 mg/L
	浮遊物質 (SS)	日間平均 70 mg/L

(注) 本表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50ml以上である事業場等に対して適用される。

エ 開発行為等における污水放流の指導要綱に係る水質基準値

市街化区域			市街化調整区域	
BOD		n-ヘキサン 抽出物質	BOD	n-ヘキサン 抽出物質
排水量 10 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	排水量 50 m ³ /日以上			
30 mg/L以下	20 mg/L以下	鉱物油 5 mg/L以下 動植物油 30 mg/L以下	10 mg/L以下	鉱物油 5 mg/L以下 動植物油 30 mg/L以下

オ 豊羽鉱山に係る公害防止協定に基づく排水水質協定値

(単位:mg/L)臭気・色度を除く

	p H	カドミウム	シアン	鉛	砒素	銅	亜鉛	溶解性Fe	溶解性Mn	溶解性Al	臭気強度	色度
協定値	-	0.03	0.1	-	-	1.5	3	-	7※2	30※2	40※2	70※2
水質汚濁防止法排水基準	5.8～8.6	0.03	0.6※1	0.1	0.1	3	2	10	10	-	-	-

(注)協定値は、測定結果の年平均値で評価する。
※1 シアンについては、北海道条例に基づく上乗せ排水基準
※2 処理水を水道水源となる公共用水域に排出する場合のみ適用

カ 旧手稲鉱山に係る鉱害防止協定に基づく排水水質協定値

(単位:mg/L)

	p H	カドミウム	鉛	砒素	銅	亜鉛	溶解性Fe	溶解性Mn
協定値	5.8～8.6	0.03	0.1	0.1	3	2	10	10

(注) 上記項目については、水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合させる。

(3) 土壌、地下水

ア 環境基準

(ア) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒 ^び 素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備 考 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	

(イ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

イ 土壌汚染対策法に基づく指定基準

特定有害物質	土壌含有量基準	土壌溶出量基準
クロロエチレン		検液1Lにつき0.002mg以下であること。
四塩化炭素		検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン		検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン		検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン		検液1Lにつき0.02mg以下であること。
テトラクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン		検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン		検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ベンゼン		検液1Lにつき0.01mg以下であること。
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつき45mg以下であること。	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌1kgにつき250mg以下であること。	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。	検液中に検出されないこと。
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき15mg以下であること。	検液1Lにつき0.0005mg以下であり、かつ、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつき4,000mg以下であること。	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつき4,000mg以下であること。	検液1Lにつき1mg以下であること。
シマジン		検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ		検液1Lにつき0.02mg以下であること。
チウラム		検液1Lにつき0.006mg以下であること。
PCB		検液中に検出されないこと。
有機りん化合物		検液中に検出されないこと。

(4) 騒音・振動

ア 騒音の環境基準

(等価騒音レベル(LAeq)、単位:デシベル)

地域の 類 型	当てはめ地域	地域の区分	時 間 の 区 分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	札幌市では指定なし		-	-
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一 般 地 域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を 有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一 般 地 域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を 有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一 般 地 域	60以下	50以下
		車線を有する道路に 面する地域	65以下	60以下

(注)1 地域の類型
AA:特に静穏を要する地域
A:専ら住居の用に供される地域
B:主として住居の用に供される地域
C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表に関わらず特例として次表のとおりとする。(等価騒音レベル(LAeq)、単位:デシベル)

昼 間		夜 間
70以下		65以下
備考	1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル	
	2 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

イ 航空機騒音の環境基準

(時間帯補正等価騒音レベル(Lden)、単位:デシベル)

地域の類型	基準値	該当地域:丘珠空港を中心とした半径約5kmの地域
I	57以下	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
II	62以下	類型 I 及び除外地域以外の地域
除外地域	—	空港敷地及び工業専用地域

(注)1 Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、航空機1機ごとの飛行騒音の他、航空機の地上騒音等を含め時間帯ごとに重みづけをしたエネルギー量を積分した、航空機騒音のうるささを表す数値のこと。
2 Ldenは、平成19年12月17日に告示(環境省告示第114号)、平成25年4月1日に施行された。